

## 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成27年 1月28日(水) 午後3時00分から午後4時10分

2. 開催場所 対馬グランドホテル 会議室

3. 出席委員 (23人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
4番 小島喜介	5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄
7番 長瀬円	9番 岡村高史	10番 松村英二
11番 吉野敏	12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久
14番 佐伯理	15番 永留縫子	16番 兵頭榮至
17番 御手洗輝美	19番 小宮貞司	20番 小宮正至
21番 神宮教子	23番 縫田和己	24番 上野秀一
25番 米田賢明	27番 中村國安	

4. 欠席委員 (4人)

8番 初村重政	18番 糸瀬安則	22番 須川久巳
26番 春田新一		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第25号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)  
議案第26号 農用地利用配分計画について  
議案第27号 非農地証明書交付願いについて  
議案第28号 対馬市農業委員会委員選挙人名簿登載申請に記載された事項についての意見決定について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄司 克 啓
中対馬振興部地域振興課係長	中村 龍 一

## 7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

それでは、平成26年度対馬市農業委員会第7回総会を開催します。現在の委員定数は27名、本日の出席者は23名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、19番の小宮貞司委員、21番の神宮教子委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております、議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、本日1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名します。

つづきまして、議事日程第4、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回は3件でございます、事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案説明の前に訂正を、お願いします、議案書の5ページをお開きください、所在の大字の所で、上県町〇〇の下の段の豊玉町〇〇をすべて上県町〇〇に訂正をお願いします。

7ページをお開きください、住所・氏名の欄の〇〇を〇〇に訂正をお願いします。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第24号は、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、美津島町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに畑2筆を売買するものでございます、現在の経営面積は13,004平米でございます。

番号2は、上県町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに畑2筆を売買するものでございます、現在の経営面積は8,712平米でございます。

番号3は、上県町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに田1筆を売買するものでございます、現在の経営面積は6,866平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(9番委員挙手)

9番 岡村高史委員

1月20日に担当の阿比留さんと〇〇さん、〇〇さん、私の4人で現地確認をいたしました、〇〇さんは子供3人が女性で、名古屋に嫁いでいまして、後継する意思がなく、〇〇さんも高齢で、畜産農家の〇〇さんに売買することになりました、審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

番号2の補足説明をお願いします。

(20番委員挙手)

20番 小宮正至委員

議案第24号番号2について説明します、1月22日、〇〇さんは、現在、入院されておりますので、事務局と〇〇君、私で現地立会をいたしました。

この土地は、〇〇君の家の近くになりますので、〇〇君に売買することになりました、私としましては、何も問題ないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

引き続き、番号3について、説明いたします、〇〇さんの畑が〇〇さんの畑の近くにあり、面積も小さいので、〇〇さんに売買するようになりましたので、審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案24号につきまして賛否を問います、本案件に、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案第25号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の2ページをお開きください。

議案第25号の農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第2回）を、ご説明いたします。

農地中間管理事業においても、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定をしますので、農業委員会の決議が必要であり、提案するものであります。

今回は1件で6筆4,626平米であります。次のページをお開き願います。

利用権の設定を受ける者は、長崎市江戸町2番13号の公益法人長崎県農業振興公社、理事長、濱本磨毅穂、利用権の設定をする者は、上対馬町〇〇の〇〇さんの相続人、〇〇さんで、畑6筆の4,626平米でございます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明がありましたら、お願いします。

協議会にします。

（担当農業委員さんが、休みのため、事務局で概略説明。）

本会に戻します。

ほかに、質疑等ございませんでしょうか。（質疑なしの声あり）

質疑が無いようにありますので賛否をおはかりします、議案第25号について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第26号「農用地利用配分計画について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

4ページをお開きください。

議案第26号の農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業第2回）を、ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進する法律、第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

議案第25号で集積しました農地、6筆4,626平米の配分計画になります。次のページをお開き願います、利用権の設定を受ける者は、上対馬町〇〇の〇〇さんでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、この案件につきましては、農林しいたけ課から、補足説明をお願いします。

（農林しいたけ課挙手）

## 農林しいたけ課

議案第26号の農用地利用配分計画(案)につきましては、先に説明しました、農地中間管理機構へ農地をいったん、預入をするための、利用権設定に対しまして、機構が利用権設定を受けたのち、再び地域の担い手であり、借受希望者へ利用権を移動するための手続きでございます。今後は、本日の農業委員会の意見を受けまして、農地中間管理機構に配分計画案を提出し、県において決定広告されることで、すべての貸借の手続きが完了する運びとなっております。

今回、権利の設定を受けるものは事務局から説明がありましたように、上県町〇〇の〇〇さんでございます、以上であります、ご審議いただきますようお願いいたします。

## 議長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議長

質疑が無いようにありますので賛否をおはかりします、議案第26号について、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議長

次に、議案第27号「非農地証明書交付願いについて」を議題といたします、今回は6件であります。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の6ページを、お開きください。

議案第27号の「非農地証明書交付願いについて」をご説明いたします。

番号1の申出人は福岡県春日市の〇〇さんの相続人代表、〇〇さんで、申請地は美津島町〇〇の畑、7筆でございます、位置図、写真等は9から10ページと11から14ページをご参照ください。

番号2の申出人は静岡県御前崎市の〇〇さんの相続人代表、〇〇さんで、申請地は美津島町〇〇の畑、2筆でございます、位置図、写真等は9から10ページと15から17ページをご参照ください。

次のページをお開き願います。

番号3の申出人は福岡県筑紫郡那珂川町の〇〇さんで、申請地は美津島町〇〇の畑、7筆でございます、位置図、写真等は9から10ページと18から22ページをご参照ください。

次のページをお開き願います。

番号4の申出人は福岡県行橋市の〇〇さんで、申請地は豊玉町〇〇の畑、2筆でございます、位置図、写真等は23から27ページをご参照ください。

番号5の申出人は峰町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆でございます、位置図、写真等は28から31ページをご参照ください。

番号6の申出人は上対馬町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆でございます、位置図、写真等は32から35ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(11番委員挙手)

#### 11番 吉野 敏委員

事務局と現場を確認いたしました、確認しましたところ、同じ山林化でありますので番号1、2、3を一緒に説明したいと思っております、山林の一角の中に3筆がありまして、農地の状態ではありませんでした、写真を見ても分かりますが、すべて山林化していますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

番号4の説明をお願いします。

(12番委員挙手)

#### 12番 阿比留なみ恵委員

4月22日に申出人の〇〇さんの代理人、〇〇さん、中対馬振興局の中村さんと私とで、現地を確認しました、27ページを見ていただければ分かると思いますが、昭和の時代から、宅地、もしくは宅地の一部として利用していることが、確認できますので、非農地証明の交付要件を満たしており、何も問題ないと思っておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、番号5の説明をお願いします。

(16番委員挙手)

#### 16番 兵頭 榮委員

それでは、補足説明をいたします、平成27年1月15日、〇〇の〇〇氏より申請があったとの報告があり日程の調整をいたしましたところ、明日から漁に出るので、今日、出来ないかとのことで、資格審査の終了後、春日亀局長、庄司課長補佐、私くし兵頭と現場に出向き、本人立会の上、現地を確認いたしました。

この農地は、20年ほど前までは、〇〇さんの父が、耕作されておりましたが、父が亡くなった後、一度も耕作されておられませんので、荒廃し、耕作放棄地となっています、また、本人は漁業者として生計を立てており、農業をすることを全

く考えなく、農業的利用は難しいと判断しています、以上のことから、非農地証明が可能だと思っております、以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、番号6の説明をお願いします。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

番号6について補足説明をします、26日の午前9時より上対馬振興部の玖須課長補佐さんと〇〇氏と3人で現地立会をいたしました、ここは平成11年に〇〇施設、〇〇として、売買されたところであります。

その後、国土調査が実施され、その時点で登記上の〇〇に3.4平米の農地が確認されましたが、すべて売買をしており、施設の駐車場として使用しており、農地としての使用は、困難とされますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑はありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。議案27号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数でございます、原案のとおり交付することに、決定いたします。

議 長

つづきまして、議案第28号「対馬市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に記載された事項についての意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の36ページをお開き願います

議案第28号「対馬市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に記載された事項についての意見決定について」をご説明いたします。

1月15日に、ご審査していただいた結果、対馬市全体で申請世帯数「536世帯」、申請者数「1,255人」で、選挙権有り判断されたものは「1,125人」。内訳は、(男性、595人、女性、530人)で、選挙権無しと判断されたものは「130人」。内訳は、(男性、56人、女性、74人)でございます。

ます。

提案理由は、農業委員会は、提出された「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に記載された事項について、「農業委員会等に関する法律施行令」第3条第2項及び第3項の規定に基づき、意見を附して対馬市選挙管理委員会に送付する必要があるため、この議案を提出するものであります。

尚、詳細につきましては、庄司補佐の方から説明しますので、よろしく願いいたします以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

## 議 長

事務局長の総括説明が終わりました、詳細説明を庄司局長補佐からお願いします。

(事務局挙手)

## 事 務 局

議案書の37ページをお開きください、先ほど局長から総括の数字等を説明されましたけれども、私の方から、各管轄の詳細を説明させていただきます。

農林しいたけ課管内は、申請世帯が253、申請者が623名、選挙権ありが553名、選挙権なしが70名、中対馬管内は、申請世帯が92、申請者が194名、選挙権ありが177名、選挙権なしが17名、農業委員会管轄管内、申請世帯が63、申請者が142名、選挙権ありが124名、選挙権なしが18名、上対馬振興部管内、申請世帯が128、申請者が296名、選挙権ありが271名、選挙権なしが25名、選挙権なしと判断された主な理由は、耕作日数の不足と居住なしでした。

なお、地区別の資料を38ページから42ページに表示していますので、ご参照ください、以上で説明を終わります、ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議 長

以上で、説明が終わりました、これに基づいて何かご意見、ご質疑等、ございませんでしょうか。

質疑が無いようにありますので、当委員会の意見を付して選挙管理委員会に提出いたします。

## 議 長

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

(事務局長挙手)

## 事務局長

非農地証明事務処理について、県の方から文書が来ましたので、説明いたします。

今回の改正点の主なものは、農業振興地域整備計画で定めた「農用地区域」以

外の農地でという表現がなくなり、農用地区域内においても非農地証明書が交付出来るようになりました。

この文書は、平成27年1月1日付けで改正となっております、事務局としましては、次回総会より、適用したいと思います。以上で説明を終わります。

## 議 長

協議会にしたいと思います。

(非農地の基準を聞かれ、基準はこれまでと同じで、農用地区域内でも非農地証明が出来ることを説明する)

本会に戻します。

他に質疑はないでしょうか。ないようにありますので、これを持ちまして、本日の総会を閉会いたします。

---

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員